

市民文教委員会

学校教育部 健康安全課

学校給食費の債権放棄について

1 学校給食費について

(1) 概要

学校給食費は、学校給食法第11条第2項において、「学校給食に要する経費は、保護者の負担」と規定されている。保護者から納付される給食費は、給食用食材の購入費のみに充てられ、法律上保護者の負担となっている。

(2) 債権の種類

その他の債権（私債権）

(3) 時効

2年（債務者からの「時効の援用」があったもの）に限り債権が消滅

※民法の改正に伴い、令和2年度以降の時効は5年

2 債権放棄の内容

(1) 趣旨

学校給食費の徴収については、督促状の送付や催告等、できる限りの徴収努力を行っているところであるが、滞納者の著しい生活困窮や所在不明等により回収が非常に困難となっているケースがある。このような債権は、権利を放棄しない限りいつまでも債権として残ることから、適時債権放棄を行うべきであると考えます。

このため、完納が期待できないこれらの債権について、令和3年2月25日開催の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であると承認を得た2件について、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行った。

(2) 放棄年月日

令和3年3月24日

(3) 債権放棄の内訳 件数：2件、放棄額：39,075円

No.	債務者氏名	滞納年度	滞納額(円)	放棄理由	適用条項
1	A、B	平成22年度	16,200	生活困窮	債権管理条例第12条第1項第3号
2	C	平成22年度	22,875		
合計			39,075	—	—

※No.1は、実母であるA、養父であるBの連帯債務